

第 77 期 事業報告

自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日

八十二証券株式会社

〔添付書類〕

第 77 期 事業報告

(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における我が国経済は、好調なインバウンド需要や設備投資に支えられ、企業の賃上げの動きが中小企業も含めて加速したことで賃金と物価の好循環の動きがようやく軌道に乗り始めた一方、コメを中心とする食料品等価格の高騰が家計の実質所得への重荷となり、個人消費がやや伸び悩む展開となりました。また 2025 年 1 月に発足した第 2 期トランプ政権による過激な関税政策や国際協調体制からの離脱の動きが様々な摩擦を引き起こし、収束の兆しが見えないウクライナやガザ地区における人道危機等地政学的リスクの高まりと相俟って、先行きの不確実性が高まる環境となりました。

このような経済情勢下、当業界におきましては日経平均株価が 2024 年 7 月に一時は 42,000 円を超えるなど過去最高値を更新した直後、8 月上旬には史上最大の下げ幅を記録して 31,000 円台まで急落、その後は戻したものの、2025 年 3 月末にかけてはトランプ関税への警戒感から再び下落するなど、変動性が高い不安定な相場展開となりました。またデフレからインフレへの構造的変化に伴い、日銀が相次いで政策金利を引き上げたことで、金利のない世界から金利のある世界への転換が進み、資産運用を巡る環境が大きく変化しました。同時にここ数年続いた円安基調にも転機が訪れつつあり、中長期的スパンでの顧客の安定的な資産形成ニーズに向けた当業界への期待が今後に向けてますます高まる状況にあります。

この様な環境の下、当期の業績は株式等委託手数料が 979 百万円(対前期比 60.7%)、株式引受手数料 10 百万円(前期なし)、投信募集等手数料 194 百万円(対前期比 47.7%)、信託報酬等その他受入手数料 485 百万円(対前期比 112.7%)と受入手数料合計 1,669 百万円(対前期比 68.1%)、トレーディング損益は 29 百万円(同 15.5%)となりました。販売費・一般管理費は債券販売態勢の見直しによる銀行仲介手数料減少や銀行への出向再開などから 2,015 百万円(対前期比 81.9%)となりました。以上の結果、経常損失 279 百万円(対前期比-%)、当期・翌期の 2 期連続赤字見通し等による減損損失 238 百万円発生などから特別損益が△222 百万円となり、税引前当期純損失 502 百万円(対前期比-%)、当期純損失 504 百万円(対前期比-%)となりました。

(2) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円、単位未満切捨)

区 分	第 74 期	第 75 期	第 76 期	第 77 期
	(2022 年 3 月期)	(2023 年 3 月期)	(2024 年 3 月期)	(2025 年 3 月期)
営 業 収 益	3,786,001	2,322,991	2,662,000	1,718,174
(うち受入手数料)	(1,898,319)	(1,523,284)	(2,449,592)	(1,669,923)
経 常 損 益	912,493	△256,585	202,012	△279,825
当期純損益	655,706	△544,603	166,765	△504,495
1株当たり当期純損益	196 円 81 銭	△163 円 46 銭	50 円 05 銭	△151 円 43 銭
総 資 産	22,035,493	19,996,761	26,532,894	21,028,673
純 資 産	10,101,204	9,556,341	9,723,165	9,218,858
1株当たり純資産	3,032 円 00 銭	2,868 円 45 銭	2,918 円 52 銭	2,767 円 15 銭

(3) 対処すべき課題

①「顧客本位の業務運営」の取組強化

「顧客本位の業務運営」の実践と定着により、株式を中心とするフロー収益および投資信託を中心とするストック収益を増強する。

②効率的な営業体制の構築

ストック収益増強策であるハウスビューを用いたポートフォリオ提案に注力するために営業活動量を増加させていく。そのために電話応対を中心とする「お客さまご相談窓口」を積極的に活用する。

③やりがい、働きがいのある職場への改革

職員のモチベーション向上を図るために新たに導入した給与体系および評価体系の適正な運用を行う。

(4) 主要な事業内容

① 有価証券の売買

② 有価証券の売買の媒介、取次ぎおよび代理ならびに有価証券市場における売買取引の委託の媒介、取次ぎおよび代理

③ 有価証券の引受けおよび売出し

④ 有価証券の募集および売出しの取扱い

⑤ 有価証券等による資産運用および管理に関するコンサルタント業務

⑥ 投資信託の評価情報提供業務

(5) 主要な営業所および使用人の状況（2025年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本 店	長野市大字南長野字石堂南1277番地2
上 田 支 店	上田市常田二丁目3番3号
松 本 支 店	松本市大手三丁目1番1号 松本ビル7階
中 野 支 店	中野市三好町1丁目4番8号 八十二銀行中野支店内
佐 久 支 店	小諸市大字柏木344番地1
諏 訪 支 店	諏訪市諏訪二丁目1番6号 損保ジャパン諏訪ビル6階
伊 那 支 店	伊那市荒井3500番地1 いなっせビル2階 八十二銀行伊那市駅前支店内
飯 田 支 店	飯田市中央通り四丁目15番地 八十二銀行飯田駅前支店2階
南 長 野 支 店	長野市稲里町中央4丁目21番37号

注1 北長野支店は2024年9月24日付で本店営業部と統合しました。

注2 広丘支店は2025年2月3日付で松本支店と統合しました。

注3 松本支店は2025年2月3日付で移転しました。

2025年3月末現在	従業員数	前期末比増減
	137名	6名減

注1 出向・パートを含む

(6) 主要な借入先及び借入額（2025年3月31日現在）

借 入 先	借入の種類	借入金残高
日本証券金融株式会社	信用取引借入金	80,655 千円

(7) 設備投資の状況

営業車 2 台入替	1,873 千円
システム設備更改	1,336 千円
ソフトウェア更改	4,820 千円
松本支店移転	3,744 千円

当事業年度におきましては上記設備投資のほか、減損損失 238,811 千円を計上いたしました。

2. 株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行済株式の総数 3,331,530株
 (2) 株主数 1名
 (3) 大株主 株式会社八十二銀行

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名、地位担当等（2025年3月31日現在）

氏 名	地位および担当	他の法人等の代表状況
吉 村 繁	代表取締役社長 全般	
土 屋 仁 志	常務取締役 管理本部長 総務部・業務部・引受審査部・ コンプライアンス部・システム部担当	
赤 羽 達 也	取締役	
飯 島 基 裕	取締役	
長 田 浩 明	常勤監査役	
笠 原 昭 寛	監査役	
武 井 康 洋	監査役	

4. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社の業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①社会規範・倫理および法令などの厳守により、公正かつ適切な経営を実現し、企業市民としての社会的責任を果たす。
- ②取締役会は、この実践のため、経営理念および行動指針を定め、当社全体の企業倫理の遵守と浸透を率先垂範して行う。また、取締役および使用人は、定められた経営理念および行動指針に沿い、法令遵守および社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動する。
- ③取締役会は、取締役会規程に基づき適切な運営を行う。取締役間意思疎通をはかるとともに相互に業務執行状況を監督し、適正な業務執行と法令違反行為の防止・抑制のための体制整備に努めるため、取締役会を取締役会規程に基づき1月・3月・4月・6月(2回)・7月および10月の7回開催する。ただし、都合により法の定める範囲内において開催月を変更し、または開催しないことができる。また、必要のあるときは臨時に開催することができる。
- ④「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、社会良識を備えた企業市民としての行動規範を遵守し、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で関係を遮断する。
- ⑤コンプライアンス規程にコンプライアンスに関する基本方針を定め、コンプライアンスブックにコンプライアンス徹底のための行動基準を定めて当社に勤務する全ての者が遵守する。また、年度毎にコンプライアンス・プログラム(コンプライアンス徹底のための実践計画)を取締役会で決定し実施する。
- ⑥法令違反その他コンプライアンス違反の未然防止や既に発生した事態への早期対応を目的とした社内報告体制および内部通報制度を整備し、その適正な運用を図る。
- ⑦内部監査部署は、執行部門から独立した組織として、内部監査を実施する。また、監査役は、監査役協議会規則および監査役監査基準に基づき、取締役の職務執行を監査する。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①取締役は、その職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む。以下同じ。)その他の重要な情報を、法令等の定めに基づいて文書等を保存・管理するほか、社内規程に基づき、保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

- ②取締役会は、情報の保存および管理を監視・監督し、厳正な管理が為されるよう必要な措置をとる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、リスク管理規程により損失発生リスクに応じた所管部署を定めるとともに、全てのリスクを総体的に捉え管理する部署を定め、統合的なリスク管理を行う。
- ②リスクの顕在化、緊急事態等に対しては、リスク管理規程・非常事態対策管理規程等に基づき、適切に対応する体制の維持・充実を図る。
- ③新たな損失発生リスクを監視・抽出するとともに、不測の事態発生時における損害の拡大を最小限に止めるためのリスク管理体制の構築と運用に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を取締役会規程に基づき、1月・3月・4月・6月（2回）・7月および10月の7回開催する。ただし、都合により法の定める範囲内において開催月を変更し、または開催しないことができる。また、必要のあるときは臨時に開催することができる。
- ②取締役会の決定に基づく業務執行については、組織・業務分掌規程および職務権限規程等において業務分掌・執行権限等を定めるとともに、必要に応じてこれらの諸規程を見直し、効率的な業務執行体制を維持する。

(5) 親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①「グループ法人管理規程」等に沿い、グループ企業としての業務の適正と効率性を確保するための体制をとる。
- ②グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査が実効的かつ適正に行える体制を確保するため、親会社の内部監査部門による監査を受け、グループとしての内部牽制態勢を確保する。
- ③グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性および指示の実効性に関する体制

- ①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、適切な人材を選任し配置する。

- ②配属された人員は、監査役の事務局となる。
 - ③配属された人員は、他部署と兼務せず、取締役から独立して監査役の指示に基づき業務を行う。
 - ④当該人員の任命、異動等人事権に係る事項の決定には、常勤監査役の事前の同意を得ることとし、人事考課は、常勤監査役が行う。
- (7) 取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ①内部監査部署は、当監査役に対し、内部監査の状況を定期的に報告する。また、コンプライアンスおよびリスク管理を統括する部署は、監査役に対し、コンプライアンス、リスク管理等の状況を定期的に報告する。
 - ②役職員は、法令等の違反行為等、または著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、コンプライアンスブック等に定める方法により、コンプライアンスを統括部署に対して報告する。また、コンプライアンス統括部署は、監査役に対して、当該事実を速やかに報告する。
 - ③内部通報制度の受付担当部署は、内部通報の状況について、直ちに監査役に対して報告する。
 - ④前号②または③による報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことをコンプライアンスマニュアルに明記し、プライバシーの保護に配慮し適切に運用する。
- (8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ①監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。
 - ②監査役は、監査役の職務の執行上必要と認められる費用について、あらかじめ予算を計上する。
- (9) その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①取締役および使用人は、監査役が定める監査役監査基準に基づいて、監査役の職務執行に必要な報告を行う。また、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - ②監査役は、取締役会その他の重要会議への出席、内部監査部署・会計監査人・グループ法人監査役との連携等を通じ、監査の実効性を確保する。
 - ③監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行う。

(10) 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

①取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

2023 年度合同検査（以下、外部検査という。）において、お客さま本位の業務運営の徹底、1・2線の内部管理体制の整備等が求められ、その改善策の実施・定着を図っております。

②取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

外部検査において、情報管理態勢の整備を求められました。改善策の一部は2025年6月完了となりますが、計画に基づき整備してまいります。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づき、コンプライアンス部を統括部署として、損失の可能性のあるリスクを最小限にとどめる体制がとられております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会において、業務執行に係る意思決定を迅速に行っております。

⑤親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

「グループ法人管理規程」に沿って、親会社への報告体制が整備されております。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性および指示の実効性に関する体制

監査役から補助すべき使用人の確保を求められておりません。

⑦取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

役職員が監査役に報告するための体制が整備され、適切に運用されております。また、コンプライアンスブックに報告者が不利益を受けないことを明記しております。

⑧監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行上必要とする費用について予算計上がなされております。また、監査費用の請求に対しては速やかな処理が行われております。

⑨その他、監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

重要事項については監査役に直接報告を行い、監査役は内部監査部署・会計監査人等との連携と、代表取締役との定期的な意見交換により、監査役職務の実効性を確保しております。

6. 親会社等との間の取引に関する事項

(1) 当該取引が当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社との間で、「金銭の預入・資金の借入」「金融商品仲介業務の委託」等の取引を実施しておりますが、当該取引に当たっては、当該取引の必要性および取引条件が第三者との通常取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

(2) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについて取締役会の判断および理由

当社は、当社独自の経営判断で事業活動、経営上の決定が行われており、当該取引については取締役会において、多面的な議論を経たうえで、当社の利益が害されていないと判断しております。

(3) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見 該当事項はありません。

第77期貸借対照表

2025年3月31日現在

八十二証券株式会社

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	20,799,703	流 動 負 債	11,644,312
現 金 ・ 預 金	7,378,268	信 用 取 引 負 債	89,194
預 託 金	12,249,677	信 用 取 引 借 入 金	80,655
約 定 見 返 勘 定	85,629	信用取引貸証券受入金	8,538
信 用 取 引 資 産	914,794	預 り 金	10,973,983
信 用 取 引 貸 付 金	909,031	顧 客 か ら の 預 り 金	10,384,715
信用取引借証券担保金	5,763	そ の 他 の 預 り 金	589,267
立 替 金	1,638	受 入 保 証 金	330,122
短 期 貸 付 金	4,444	リ ー ス 債 務	4,374
未 収 入 金	3,205	未 払 金	11,088
未 収 収 益	108,371	未 払 費 用	84,496
未収還付法人税等	16,881	未 払 法 人 税 等	11,652
未収還付消費税等	36,790	賞 与 引 当 金	139,400
固 定 資 産	228,969	固 定 負 債	149,847
有 形 固 定 資 産	67,122	退 職 給 付 引 当 金	81,974
器 具 ・ 備 品	12,500	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	1,800
土 地	54,622	資 産 除 去 債 務	52,964
投資その他の資産	161,847	リ ー ス 債 務	2,021
投 資 有 価 証 券	57,997	繰 延 税 金 負 債	11,086
長 期 差 入 保 証 金	69,712	特 別 法 上 の 準 備 金	15,654
前 払 年 金 費 用	33,907	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	15,654
そ の 他	230	負 債 合 計	11,809,814
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	9,217,814
		資 本 金	3,000,000
		資 本 剰 余 金	43,714
		資 本 準 備 金	43,714
		利 益 剰 余 金	6,174,100
		利 益 準 備 金	150,000
		そ の 他 利 益 剰 余 金	6,024,100
		別 途 積 立 金	6,528,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	△ 503,899
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,043
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,043
		純 資 産 合 計	9,218,858
資 産 合 計	21,028,673	負 債 ・ 純 資 産 合 計	21,028,673

単位未満切捨てあります

第77期損益計算書

自2024年4月1日 至2025年3月31日

八十二証券株式会社

(単位:千円)

科 目	金 額	金 額
営 業 収 益		1,718,174
受 入 手 数 料	1,669,923	
委 託 手 数 料	979,758	
引受・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の 手 数 料	10,427	
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の 取 扱 手 数 料	194,176	
そ の 他 の 受 入 手 数 料	485,561	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	29,312	
金 融 収 益	18,937	
金 融 費 用		2,531
純 営 業 収 益		1,715,642
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		2,015,674
営 業 損 失		300,032
営 業 外 収 益		20,790
営 業 外 費 用		582
経 常 損 失		279,825
特 別 利 益		28,404
固 定 資 産 売 却 益	28,404	
特 別 損 失		251,291
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	600	
資 産 除 去 損	11,880	
減 損 損 失	238,811	
税 引 前 当 期 純 損 失		502,712
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	5,960	
法 人 税 等 調 整 額	△ 4,178	1,782
当 期 純 損 失		504,495

単位未満切捨てあります

株主資本等変動計算書

自2024年4月1日至2025年3月31日

(単位:千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資 本 準備金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金	
					別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金
当期首残高	3,000,000	43,714	43,714	150,000	6,361,000	167,595
当期変動額						
別途積立金の積立	-	-	-	-	167,000	△ 167,000
当期純利益	-	-	-	-	-	△ 504,495
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	167,000	△ 671,495
当期末残高	3,000,000	43,714	43,714	150,000	6,528,000	△ 503,899

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合 計
	利益剰余金	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差 額 等 合 計	
	利 益 剰余金 合 計				
当期首残高	6,678,595	9,722,309	856	856	9,723,165
当期変動額					
別途積立金の積立	-	-	-	-	-
当期純利益	△ 504,495	△ 504,495	-	-	△ 504,495
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	187	187	187
当期変動額合計	△ 504,495	△ 504,495	187	187	△ 504,307
当期末残高	6,174,100	9,217,814	1,043	1,043	9,218,858

単位未満切捨てあります

【注記事項】

1. 計算書類は、「会社法」(2005 年法律第 86 号)、「会社法施行規則」(2006 年法務省令第 12 号)、「会社計算規則」(2006 年法務省令第 13 号)の規定のほか「金融商品取引業等に関する内閣府令」(2007 年内閣府令第 52 号)、および「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(1974 年 11 月 14 日付日本証券業協会理事会決議)に準拠して作成しております。なお、記載金額は、千円未満を切捨て表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) トレーディング商品に属する有価証券の評価基準および評価方法

売買目的有価証券	決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(売却原価は移動平均法により算定)
----------	--

(2) トレーディング商品に属さない有価証券の評価基準および評価方法

市場価格のない株式等以外のもの	時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。
-----------------	---

市場価格のない株式等	移動平均法による原価法によっております。
------------	----------------------

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。また、2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払に備えるため、当期の業績を勘案し算出した支払見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の額に基づき、必要額を計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

- ④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑤ 金融商品取引責任準備金 証券事故の損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(5) 収益および費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を用しており、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社では幅広いサービスを提供していることから、主な収益を以下のとおり認識しております。なお、重大な金融要素が含まれる契約は含まれません。

「委託手数料」においては顧客と締結した取引約款・規程等に基づいて売買執行サービス等を履行する義務を負っております。当履行義務は当社が注文を執行する都度充足されることから約定時点（一時点）で収益を認識しております。通常の支払期限について、履行義務の充足時点である約定日から概ね数営業日以内に支払を受けております。

「引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料」においては、有価証券の発行会社等との契約に基づき、引受け・売出しに係るサービス等を履行する義務を負っております。当履行義務は、引受契約証券に係る引受けの諸条件が決定し、引受ポジションとして市場リスクが計測できる要件が整った時点で充足されることから、条件決定日等の当該業務の完了時（一時点）に収益を認識しております。通常の支払期限について、各履行義務の充足時点から発行会社等への払込日又は受渡日等までに支払を受けております。

「募集・売出・特定投資家向け売付勧誘等の取扱手数料」においては有価証券の引き受け会社等との契約に基づき、募集・売出に係るサービス等を履行する義務を負っております。当履行義務は募集等の申込が完了した時点で充足されることから募集等の申込日等の当該業務の完了時（一時点）に収益を認識しております。通常の支払期限について、履行義務の充足時点である募集等申込日から払込日または受渡日等までに支払いを受けております。

「その他の受入手数料」には様々なサービスに係る受入手数料が含まれておりますが、主な受入手数料は「代行事務手数料」となります。

「代行事務手数料」においては主に投信委託会社等との契約に基づき、募集・販

売の取扱等に関する代行事務を履行する義務を負っております。取引価格は投資信託の純財産等を参照して算定されます。当履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため一定期間にわたり収益を認識しております。通常の支払い期限について多くの場合、投資信託等の決算日後から数営業日以内に支払いを受けております。

(6) 外貨建資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差損益は損益として処理しております。

(7) 約定見返勘定の会計処理

「トレーディング商品」に属する商品有価証券等の買付および売却に係る約定代金相当額を、取引約定日から受渡日までの間経理処理する当該「トレーディング商品」の見合勘定として計上しております。借方計上額から貸方計上額を相殺し計上しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

①財務諸表に計上した金額

有形固定資産 67,122 千円

減損損失 238,811 千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

イ) 算出方法

有形および無形固定資産のうち減損の兆候がある資産または資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前キャッシュフローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

ロ) 主要な仮定

減損損失を認識するかどうかの判定および使用価額の算定において用いられる将来キャッシュフローについては経営者が承認した事業計画をもとに算定しております。当該事業計画には、将来の有価証券の売買取扱件数と手数料、将来の人員計画に関する仮定が含まれております。

ハ) 翌年度の財務諸表に与える影響

ロ) で記載した主要な仮定は当事業年度末時点で入手可能な情報に基づく最善の見積りであるものの、事業環境の変化などにより上記見積額の前提や仮定に変更が生じた場合には減損損失の計上が必要となる場合があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 - 千円

繰延税金負債 11,086 千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ) 算出方法

繰延税金資産の回収可能性については「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号2018年2月16日最終改正)に基づき算出しております。

ロ) 主要な仮定

課税所得の発生時期および金額の算出において重要となる将来の業績予測は経営者が承認した事業計画をもとに算定しております。当該事業計画には、将来の有価証券の売買取扱件数と手数料、将来の人員計画に関する仮定が含まれております。

ハ) 翌年度の財務諸表に与える影響

課税所得を見積るに当たって、前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、繰延税金資産および法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

株式会社八十二銀行との「コミットメントライン契約」(貸越元本極度額 150 億円)に基づき、以下の資産を担保として供しております。

土地	42,840 千円
計	42,840 千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	401,789 千円
(3) 差し入れた有価証券等の時価額 (上記 (1) に属するものを除く)	
信用取引貸証券	9,944 千円
信用取引借入金の本担保証券	80,655 千円
(4) 差し入れを受けた有価証券等の時価額	
信用取引貸付金の本担保証券	803,972 千円
信用取引借証券	5,763 千円
(5) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
短期金銭債権	6,320,107 千円
短期金銭債務	4,480 千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 営業取引による取引高

営業収益

受入手数料	28,954 千円
販売費・一般管理費	71,076 千円
② 営業取引以外の取引高	2,970 千円

(2) 減損損失関係

① 減損損失を認識した資産または資産グループの概要

用 途	場 所	種 類	減損損失
事業用資産	長野県長野市等	土地	1, 551 千円
		建物及び構築物	27, 921 千円
		器具備品等	11, 115 千円
		リース資産	5, 023 千円
		電話加入権	1, 711 千円
共用資産	長野県長野市	建物及び構築物	118, 779 千円
		器具備品等	33, 535 千円
		リース資産	10, 193 千円
		ソフトウェア等	17, 403 千円
遊休資産	長野県長野市等	土地	36 千円
		建物及び構築物	11, 541 千円
合 計			238, 811 千円

② 減損損失の認識に至った経緯

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として営業拠点ごとに資産のグルーピングをしております。なお、遊休資産についてはグルーピングの対象から除外して別途減損の兆候を把握しております。また、本社等の独立してキャッシュ・フローを生み出さない資産は共用資産としております。

共用資産を含むより大きな単位について営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込みであり、将来キャッシュ・フロー見積期間にわたって回収可能性が認められない事業用資産及び共用資産の各種固定資産帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

また遊休資産について、資産の用途の変化を決定した又は当該資産の回収可能価額を低下させる変化があったため固定資産帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額等に合理的な調整を行って算出しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

事業年度末日における発行済株式の種類および数

普通株式 3,331,530 株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	204,725 千円
賞与引当金	42,447 千円
未払費用	7,952 千円
未払事業税	2,651 千円
減価償却費超過額	17,983 千円
役員退職慰労引当金	564 千円
退職給付引当金	25,570 千円
金融商品取引責任準備金	4,907 千円
資産除去債務	16,606 千円
出資金評価損	3,145 千円
減損損失	72,814 千円
その他	<u>1,482 千円</u>
小計	400,850 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△204,725 千円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	<u>△195,635 千円</u>
評価性引当額小計	<u>△400,360 千円</u>
繰延税金資産合計	490 千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△10,629 千円
立替労働保険料	△490 千円
その他有価証券評価差額金	<u>△ 457 千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△11,577 千円</u>
繰延税金負債の純額	△11,086 千円

(2) 法人税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

税法の改正に伴い、翌会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については法定実効税率を 30.45%から 31.35%に変更し計算しております。

この税率変更による影響は軽微であります。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品の取組状況

当社は、個人顧客を対象とした株式等金融商品の売買の媒介および取次を中心と

したブローカレッジ業務およびトレーディング目的の金融商品の売買を行っております。顧客向けブローカレッジ業務の一環として株式に係る信用取引を取り扱っており、買建については顧客に対して金銭の貸付（信用取引貸付金）を、売建については株券の貸付（信用取引貸証券受入金）を行っております。顧客に対する信用取引貸付金に充当するため、証券金融会社等からの借入（信用取引借入金）のほか、銀行借入（短期借入金）による資金調達を行っております。また、信用取引における貸株に充当するため、証券金融会社等から株券の借入に見合う担保金の差入（信用取引借証券担保金）を行っております。

このほか、顧客から受け入れた預り金、信用取引等に係る受入保証金を顧客分別金信託として、当社固有の資産と区分して信託銀行へ預託（預託金）しております。

② 金融商品の内容およびリスク

当社が保有する金融資産は、顧客からの預り金等を信託銀行へ預託した顧客分別金信託、信用取引貸付金およびトレーディング商品が主なものとなります。

顧客分別金信託の信託財産は主に銀行預金で運用しており、預け先金融機関の信用リスクおよび金利の変動リスクに晒されております。

信用取引貸付金は、顧客の購入株式を担保とするとともに所定の保証金を受入れておりますが、株式市場の状況の変化等により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

トレーディング商品は、債券であり、それぞれ市場価格の変動リスクおよび発行体の信用リスクに晒されております。

銀行借入金および信用取引借入金は、金利の変動リスクに晒されるとともに、当社が支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ) 全般的リスク管理体制

信用リスク、市場リスクおよび流動性リスクを含む各種リスクについての管理体制等は社内規則で明確化すると共に、定期的に評価しております。信用リスクおよび市場リスクについては、金融商品取引法に基づきそのリスク相当額および自己資本規制比率を定量的に管理しており、総務部が毎営業日に算定の上、内部管理統括責任者に報告する体制としております。また、保有するトレーディング商品の時価は毎月、自己資本規制比率の状況は四半期毎に取締役会等に報告し、リスクを管理しております。

ロ) 信用リスクの管理

信用取引に係る与信限度額、立替発生の防止および発生時の処理などに関する手順等は社内規則で厳格に定め、個別貸倒の発生を極小化するための管理体制を構築しております。また、信用取引に伴うリスク量を含む取引先のリスク相当額および自己資本規制比率は、金融庁告示に基づき毎営業日に総務部が算定の上、

内部管理統括責任者に報告しております。

顧客分別金信託の信託財産は主に銀行預金で運用しているため信用リスクは僅少であります。

ハ) 市場リスクの管理

預託金およびトレーディング商品の運用・管理方針は、社内規則に厳格に定めており個別の投資は取締役会の承認の上行っております。また、トレーディング商品の市場リスク相当額および自己資本規制比率は、金融庁告示に基づき営業日毎に総務部が算定の上、内部管理統括責任者に報告しております。

ニ) 流動性リスクの管理

資金繰りの状況は営業日毎に総務部から内部管理統括責任者に報告しております。また、包括的な資金の状況は四半期毎に取締役会に報告しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。また、貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については記載を省略しております。(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金・預金	7,378	7,378	—
② 預託金	12,249	12,249	—
③ 信用取引資産	914	914	—
資産計	20,542	20,542	—
① 信用取引負債	89	89	—
② 預り金	10,973	10,973	—
③ 受入保証金	330	330	—
負債計	11,393	11,393	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

①現金・預金、②預託金

預金および預託金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③信用取引資産

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

①信用取引負債、②預り金、③受入保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等（非上場株式）は次の通りであります。

区分	貸借対照表計上額（百万円）
其他有価証券 非上場株式（注3）	55

（注3）非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

（単位：千円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高（注3）
親会社	株式会社 八十二銀行	被所有 直接100%	資金の貸借	利息の受取（注1）	2,117	現金・預金 未収収益	6,304,582 15,524
			営業上の取引	紹介等手数料の支払（注2）	71,076	未払費用	4,480

取引の条件および取引条件の決定方針等

（注1）所定の預入金利を適用しております。

（注2）紹介等手数料の支払については、株式会社八十二銀行より提示された料率を基礎として定期的に交渉の上、決定しております。

（注3）期末残高には消費税等を含めております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- （1）1株当たり純資産額 2,767円15銭
- （2）1株当たり当期純損失 151円43銭

11. 収益認識に関する注記

（1）収益を理解するための基礎となる情報

当社では幅広いサービスを提供しており、主な収益を以下の通り認識しております。なお重大な金融要素が含まれる契約は含まれておりません。

「委託手数料」においては顧客と締結した取引約款・規程等に基づいて売買執行サービス等を履行する義務を負っております。当履行義務は当社が注文を執行する都度充足されることから約定時点（一時点）で収益を認識しております。通常の支払期限について、履行義務の充足時点である約定日から概ね数営業日以内に支払を受けております。

「引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料」においては、有価証券の発行会社等との契約に基づき、引受け・売出しに係るサービス等を履行する義務を負っております。当履行義務は、引受契約証券に係る引受けの諸条件が決定し、引受ポジションとして市場リスクが計測できる要件が整った時点で充足されることから、条件決定日等の当該業務の完了時（一時点）に収益を認識しております。通常の支払期限について、各履行義務の充足時点から発行会社等への払込日又は受渡日等までに支払を受けております。

「募集・売出・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料」においては有価証券の引き受け会社等との契約に基づき、募集・売出に係るサービス等を履行する義務を負っております。当履行義務は募集等の申込が完了した時点で充足されることから募集等の申込日等の当該業務の完了時（一時点）に収益を認識しております。通常の支払期限について、履行義務の充足時点である募集等申込日から払込日または受渡日等までに支払いを受けております。

「その他の受入手数料」には様々なサービスに係る受入手数料が含まれておりますが、主な受入手数料は「代行事務手数料」となります。

「代行事務手数料」においては主に投信委託会社等との契約に基づき、募集・販売の取扱等に関する代行事務を履行する義務を負っております。取引価格は投資信託の純財産等を参照して算定されます。当履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため一定期間にわたり収益を認識しております。通常の支払い期限について多くの場合、投資信託等の決算日後から数営業日以内に支払いを受けております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」(5) 収益および費用の計上基準に記載の通りです。

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

八 十 二 証 券 株 式 会 社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
長 野 事 務 所

指定有限責任社員 公 認 会 計 士 陸 田 雅 彦
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、八十二証券株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

私たち監査役は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行を監査しました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1)各監査役は、他の監査役と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

ア.取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。

イ.事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

ウ.事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

エ.会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ア. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- イ. 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ウ. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- エ. 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

2025 年 5 月 29 日

八十二証券 株式会社

常勤監査役

長田 浩明



監査役

笠原 昭寛



監査役

武井 康洋

